

WHO FCTC 第 5 条 3 項 国別実施状況

2016 年 9 月現在

(和訳 一般社団法人 日本禁煙学会理事 松崎道幸)

【訳者コメント】 この文書は、キャンペーン・フォー・タバコフリー・キッズが FCTC 第 5 条 3 項の実施状況に関する各締約国からの報告書をもとに作成したものです。(作成担当者 Monique Muggli 博士

Associate Legal Director International Legal Consortium)

2016 年現在の状況ですが、日本の報告はありません。各国政府がタバコ産業の干渉を拒絶する対策、タバコ産業とのつながりの透明化をしっかりと講じていることがわかります。パブコメへの回答者にもタバコ産業との関連の申告義務を課することが大事だと思われました。

FCTC 第五条 (一般的義務) 第 3 項 締約国は、タバコの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、国内法に従い、タバコ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する。

【元文書のダウンロード元】 <https://yahoo.jp/box/78V8rb> (注：ほとんどの引用文献はリンク切れとなっています)

オーストラリア

- 2013 年 1 月にオーストラリア政府は National Tobacco Strategy (NTS)2012-2018 を発表した。この政策は 2012 年 11 月にオーストラリアのすべての政府(連邦、州、地域)で採用されたものであり、向こう 6 年間のタバコ規制対策の指針となり、「タバコ産業の妨害からタバコ規制をはじめとした公衆保健政策を守る」とした FCTC 第 6 条 1 項の実施も含まれる。(1)
- 政府の保健加齢対策部門は、当局とタバコ産業のすべての会合を公開することをウェブサイトに表示した。(2)
- オーストラリア税務局 (ATO) もタバコ産業利害関係者グループ (タバコ産業、ATO、オーストラリア税関・国境警備局の調整会議) との会合の詳細をウェブサイトに公開することとした。(3)
- オーストラリア政府はタバコ産業からの寄付を断っている。タバコ産業が政党に 1 万ドル以上の献金をする場合、オーストラリア選挙委員会に報告義務を課している。献金者年次報告書は <http://fadar.aec.gov.au/> で閲覧できる。(4)

- 2008年ロビイング行動規範では、ロビイストと政府当局者の関係をすべて公開しなければならないとしている。(5) 登録ロビイストの名簿もウェブ上に公開されており、彼らのクライアントはだれか、あるいは、ロビイストが以前政府職員だったかどうか分かるようになっている。特定のタバコ産業のロビイストも登録されている。(6)
- オーストラリア政府職員は、オーストラリア公務行動規範(7)を遵守する義務がある。2014年にFCTC事務局に提出された締約国報告書によれば、前記規範には「とりわけ、他者から利益を得るために、義務、権利、権能を利用したり、内部情報を利用したりせず、いかなる利益相反(明白なことも、それと紛らわしく見えることも含め)も避けるための適切な手順を踏み、情報開示を、偽りをせず、正直に行う義務がある」と述べられている。(8)
- 政府系投資ファンド、未来基金の理事長は、2013年2月に、タバコが病気と依存症を引き起こしているとの認識に基づき、保有する2億2200万ドルのタバコ産業の株式を手放すことを理事会で決定したと述べている。投資先は、BAT、PMI、JTIである。(9) 同様に、オーストラリア首都圏地域、ニュー・サウス・ウェールズ州、南オーストラリア州でも、タバコ産業から投資資金を引き揚げている。(10)
- 2016年の締約国報告で、オーストラリアは「FCTC第5条3項による義務について、オーストラリア政府機関と法務当局に周知させるためのガイダンス・ノートの作成に着手している」と述べている。(11)

バーレーン

バーレーンの経済団体が国立禁煙委員会に以前タバコ産業に投資していた人物を加入させるように保健省に公式に要請したが、タバコ産業の代表者がタバコ規制対策を妨害することは許されないと明確に拒否された。(12)

ブラジル

行政命令第713号にブラジル国立タバコ規制組織(CONICQ)が策定した倫理ガイドラインが述べられている。そのガイドラインは、CONICQとタバコ産業の関係における利益相反の防止、タバコ産業の主催するイベントへの政府職員の参加あるいはタバコ産業への就職を規制している。政令では、CONICQの構成員に、透明性の確保、市民の健康増進を最優先にすること、タバコ産業による保健政策の妨害に関する情報へのアクセス、CONICQとタバコ産業の関係についての情報公開を行動規範として定めている。(13)

ブルキナ・ファソ

(ブルキナ・ファソ反タバコキャンペーンに関する)法律No.040---2010/ANで、政府とタバコ産業の関係に透明性を確保し、タバコ産業にいかなる特権も供与しないことが定められている。(14)

カナダ

2014年のFCTC締約国報告に以下の記述がある。

カナダ保健省はタバコ規制対策立案に当たりタバコ産業と協力しないという運営方針をとっている。

カナダ連邦政府に対するロビイングは、ロビイスト登録法で規制されている。選挙運動のための政治的キャンペーンに企業が献金を行うことは違法である。ロビイングを強く規制している地域もある。さらにロビイスト登録法では、コンサルタント・ロビイスト（つまりタバコ関連）が定められた状況における公的施設の代表者と会議を行った場合、ロビイング・コミッショナーに報告書を提出することが義務付けられている。登録者名簿は自由にウェブ上で見ることができる。

カナダ保健省はFCTC第5条3項の実施に関して、連邦、州、地域の各級政府の関連部局と打ち合わせている。カナダでは政府当局とタバコ産業のチャンネルは、保健対策と課税に関する技術的打ち合わせおよび訴訟関連問題に限定されている。

カナダでは、タバコ産業の健康関連問題、営業活動、販売促進活動に関する方針は公的に保存されることになっている。さらに、市民団体は、タバコ産業の活動を詳しく監視し、ウェブサイトや出版物を通じてチェックを続けている。タバコ産業には、Tobacco Reporting Regulations of the Tobacco Act（タバコ法に基づくタバコ報告に関する政令）の定めに従い、政府に対して、研究と販売促進活動を報告する義務が課せられている。この政令によって政府に報告されたタバコ産業の情報へのアクセスは、企業の秘密情報に関連する見地から、カナダ人権憲章、情報とプライバシーへのアクセス法および判例法（common law）に基づいて判断される。（15）

2016年の締約国報告でカナダは以下のように述べている。

カナダは、FCTC第5条3項の規定をカナダで実施するうえで何が必要かについての検討を続けており、政府の関連部局に本件に関する通知と要請を行っている。カナダ政府は、地方政府に対して、FCTC第5条3項実施についての周知と実行を働きかけている。カナダの市民団体は、国だけでなく地方レベルでタバコ規制活動が進むように、タバコ対策の監視と積極的提案活動を続けている。カナダ保健省は、FCTC第5条3項の重要性を認識し、2015年の第四四半期に、タバコ対策に関する世界的並びにカナダ国内における活動を総括し、カナダ各地におけるタバコ対策を強化する方策を探る作業を行ってきた。

これらの活動の成果は来るべきFCTC報告に反映され则认为る。

キプロス

保健省は、2014年と16年のFCTC報告で以下のように述べている。

保健省は、タバコ会社に対して、タバコ対策で意見交換をするつもりはなく、タバコ対策について、いかなる干渉も受け付けないと明言した。現在タバコ会社との間にいかなる合意も共同も存在しない。政府機関の職員については、利益相反はない。(17)

チェコ共和国

政府機関のすべての役員と職員は、政府機関で働く者の守るべき倫理綱領を順守しなければならない。この件は、2012年5月9日の政府決定第331号に明記されている。また、関連の政府部局には、倫理綱領がある。(18)

デンマーク

デンマーク政府は2014年の締約国報告で、2007年7月に、共和国管理近代化のための部局が「公共分野での行動規範」を発表したと述べている。その行動規範には、公共分野における基本的目的と状況が述べられている。(19)

ジブチ

法律第175号(2007年)には、タバコ産業の干渉を防止する2条項が書き込まれている。第6条4項は、タバコ産業とその関連勢力が公衆保健政策に干渉しないよう政府のあらゆる機関に権限を与えることを定めている。第37条では、タバコ規制政策の立案と実行にあたっては、タバコ産業とつながりを持たない行政機関、民間組織、NGOの意見を取り入れる必要があると述べられている。(20)

欧州連合(EU)

2015年10月5日、EUの行政監察官は、EU委員会が職員とタバコ産業の会合内容の詳細を完全に公表しないことは、FCTC違反であるとの決定(21)を下した。EU行政監察官は、EU委員会に対して、保健・食品安全総局がタバコ政策透明化方針を導入し、タバコ政策に関するあらゆる会合の内容を、EUのすべての部門、とりわけ、法務部門に伝達できるよう、ウェブ上に公開するよう勧告した。行政監察官の決定に法的拘束力はないが、決定に対する遵守状況は良好である。

EUの2016年締約国報告：

倫理と健全性に関する規則（とりわけ職員規則、委員会行動規範、良き行政活動に関する規範）と文書へのアクセス規則、利害関係者との関係の透明化に関する規則は、FCTCの規定に合致しており、タバコ産業とその利害関係勢力から公衆の健康を守る政策への干渉を防ぐというFCTCの条項の尊重にも合致している。

EU職員就業規則には、法的に定められた倫理規範が含まれており、欧州公共サービスにおける独立性、中立性、客観性、忠実性の維持が担保されている。とりわけ、独立性の原則によって、他の利害関係者の干渉を受けることなく公衆全体の利益となる行動と決定を行うことが担保されている。

最近改訂された倫理規定の実践ガイドには、利害関係者とコンタクトする場合の注意点と会合の記録が必要な場合について指示を出している。（12ページ）

透明性の確保については、文書公開に関する2001年発出規則1049号には、透明性登録および欧州委員会委員、閣僚および事務総長と利害関係者との会合に関する情報を積極的に公表すると言った欧州委員会の透明性確保方針という側面に支えられた重要事項が述べられている。2014年12月1日現在、欧州委員会委員、閣僚および事務総長とロビイストとの会見内容は公開されている。さらに、会見を行う相手は、透明性登録名簿に掲載された組織の代表者に限定されている。それ以外の職員についても、欧州委員会は、利害関係者と会う際に、経歴書（信任状？）をチェックして、透明性登録名簿に登録されているかどうかを確認し、もし未搭載なら、登録するように告げることを勧告している。欧州委員会は、利害関係者とコンタクトする際のトレーニングと注意喚起訓練の一環として、常に「良き執務」を心がけるよう指導している。（22）

フィンランド

フィンランド政府は2014、2016年の締約国レポートで次のように述べている：

フィンランドの公衆保健政策はタバコ産業の干渉から十分に守られている。タバコ産業とのやり取りは、公開の意見聴取を求める場合に限られている。しかし、タバコ産業の活動に関する大きな情報集積事業はなされていない。これまでに、タバコ産業の活動についての報告書がいくつか公表されている。

タバコ産業の活動、収益、手法に関する多くの報告書がNGOから発表されている。フィンランドのASHは、タバコ産業の活動と手法を解き明かし、儲けを確保する仕組みを多くの国民に知らせてきた。さらに、フィンランドASHをはじめとした多くのNGOは、タバコ産業ならびにその応援勢力例えば広告会社などつながりを持たないようにしてい

る。(23)

フランス

2016年報告書の記述：

2016年1月26日の健康法26条には「タバコ製品の製造者、輸入業者、販売業者、事業者、専門機関、連合組織の代表者は、毎年、保健大臣に、タバコに関する金銭のやり取り、利害関係者としての発言などの詳細をすべて報告しなければならない」とうたわれている。こうした情報は、専用のウェブサイトにはアップされることになっている。(24)

ガボン

2013年法律6号（ガボン共和国におけるタバコ規制キャンペーンのサポート対策推進の実行に関する）には、FCTC5条3項の実施に係る条項が置かれている。政府機関とタバコ産業が直接間接に共同行動をとることは禁止されている。政府がタバコ栽培とタバコ製品の製造に補助金を出すことも禁止されている。(25)

ホンジュラス

2010年に商業的利益およびタバコ産業と結びついた勢力による干渉を防ぐためのタバコ規制法が制定された。(26)

香港

香港の金融当局は、FCTC第5条3項実施ガイドラインの遵守とタバコ産業からの投資の引き上げを実行している。(27)

ハンガリー

2014年の締約国報告書で「タバコ規制センターがタバコ産業の活動に関する情報を集めて発信している」(28)と述べていた。2016年の報告書で以下のように述べている：

21世紀初頭、喫煙が多くの死亡の原因となっている。ハンガリーは、喫煙の抑制が最も効果的な保健対策であるという認識のもとに、喫煙の予防と喫煙者を減らす活動を全力で実行してきたし、今後もそうするだろう。

これを実現するために、ハンガリーは、将来効果を発揮することが期待される法令の策定と実施によって、タバコ産業の商業的金融的利益に対抗する活動を実行してきた。

ハンガリーは、前述の2014年EU指令第40号に基づき、電子タバコの規制、ジェネリッ

クパッケージの推進、メンソールカプセルの禁止、すべてのタバコ製品への有害警告表示、タバコ製品への添加物の規制などを実行する予定である。

保健省事務局はタバコ産業の代表とつながりを持っていない。(29)

アイルランド

2016年報告書：

タバコフリー・アイルランドのカギとなる勧告は以下のとおりである：タバコ対策を実施し、タバコ産業からの干渉を防ぐ役割を持つすべての政府職員、行政機関の従業員、各部門（執行、法律、裁判）は、FCTC第5条3項によって課せられた条約上の義務とその実施ガイドラインをしっかりと把握して業務を進めなければならない。保健相は、すべての大臣と政府部局に対して、第5条3項の実施の取り組みの推進を喚起する書簡を送った。タバコに関連する問題の取り組みにあたっては常に第5条3項にうたわれたアイルランドの果たすべき義務を想起するよう、定期的に情報発信を行っている。(30)

ジャマイカ

2016年報告書より：

保健省は、タバコ産業がタバコ規制に関連する保健政策に関与しないよう対策を講じている。2015年、PAHO/WHOの協力のもとに、政府職員に対するナショナル・ワークショップを実施した。その後、いくつかの政府部門職員を対象に、認識強化の会合とワークショップを開催した。政府職員は、タバコ産業による干渉に敏感となり、企業の社会的責任活動という装いでタバコ産業がタバコ対策の妨害をするという認識を共有した。また、5条3項がジャマイカにどのような義務を課しているかについても認識を深めた。今後もこの条項に関するワークショップを開催する予定である。

5条3項違反の活動を行った人物は通報され、この情報は市民団体と共有されている。保健省は、製品の表示を決める権限を持つジャマイカ規格基準局からタバコ産業の代表を排除した。(31)

ケニア

2007年のタバコ規制法では、タバコ産業及びその子会社と直接間接につながりを持つ者がタバコ規制委員会メンバーになることを禁止し、規制委員会メンバーに利害関係の開示を義務付けた。この規定に違反した場合、最高1万シリングの罰金もしくは最高5年の禁固あるいは両方の罰則がある。(32)

2007年のタバコ規制法に則って作られた2014年タバコ規制規則には、5条3項の包括的施行対策が以下のように挙げられている。①タバコ産業と公的機関の職員のコンタクトの制限及びコンタクトする場合の規則、②タバコ関連取引情報を公的機関が開示する義務、③保健省が公的機関職員の服務規定を作成する事、④タバコ関連収益（訳者注：タバコ会社の株式保有）を手放すことも含めた公的機関職員の利益相反を回避するための対策策定、⑤他の条項に関する締約国会議にタバコ産業の利益を増進する役割を持つ人物を参加させることを禁止。（33）

現在までに、BATケニア側の人物がこの規則に異議を申し立てたため、係争中である。BATが第一審で敗北したため、この規則は2016年9月に施行予定となっていた（34）が、BATが控訴したため、この規則の施行は差し止められている。BATの陳述は2016年10月に行われる予定である。

コソボ

2013年にコソボタバコ規制法が成立した。これに基づく規則はまだ作成されていないが、この法律には、5条3項を施行するための条文が書き込まれている。条文には、政府とタバコ産業の協力を禁止し、タバコ産業へのいかなる援助や特権も与えないことが記載されている。（35）

レバノン

2016年の報告書には「財務省にタバコ規制の中央センターが作られており、情報の提供を行い、国営独占タバコ会社の影響が保健省やタバコ規制活動団体に及ばないようにする防火壁の役割を果たしている」とある。（36）

メキシコ

必要なときに、連邦情報アクセス機関を通じて政府とタバコ産業の会合の詳細情報を入手できるようになっている。（37, 38）

ミクロネシア

2016年報告書によれば、ミクロネシア連邦は「公衆保健対策の擁護は、政府職員と幹部とりわけ保健分野で働く人々の服務規定に述べられている。一般市民が保健当局のウェブサイトからタバコ産業の活動についての情報を投稿できるようになっている」。（39）

ミャンマー

2014年の報告書より：

保健省公衆保健部門にタバコ規制本部が作られ、この本部がタバコ産業の干渉を許さない全国ワークショップを開催し、政府とNGOの取り組み意識の強化を図っている。他のさまざまな組織とコラボする中で、タバコ規制本部は5条3項施行ガイドラインとワークショップでの討論と勧告に沿って、公衆保健政策をタバコ産業及びその支援勢力の干渉から守るためのガイドライン規則を作成中である。(40)

2016年報告書より：

ミャンマーでは、タバコ産業の活動に関する情報が十分入手できないため、前記のナショナル・ワークショップを開催して、政府とNGOの状況認識向上を図った。さらに、2013年7月に、TAPSに関するモニタリング活動を開始した。中央政府と地方政府は毎月タバコ規制本部に報告書を提出することが義務付けられている。タバコ規制本部は、保健省を通じて、連邦政府オフィスに集めた情報を提出している。この情報は、次いで、すべての州と地方政府に拡散され、タバコ規制活動の企画と公衆の意識向上に利用される。タバコ規制本部は5条3項に基づいたミャンマーのガイドラインと規則の作成に着手している。(41)

ナイジェリア

2015年のタバコ規制法には、5条3項に規定に沿った若干の保護的規定が書きこまれた。ナイジェリアタバコ規制委員会のメンバーは「タバコ産業の利益を増やすために働いている人々だけでなく、タバコ産業の収益増加に資するタバコ産業とその子会社、タバコ産業の抱える事業体に属する人々とのつながりを」持っていないと考えられる。ナイジェリア製造業者連盟は委員会に参加している。タバコ規制法には、政府とタバコ産業の関係を透明化する義務が規定されており、それを担保する規則が定められている。タバコ規制法には、タバコに関連した利益相反の防止と対策に関する条項もあり、タバコ産業から政府に自発的に寄付を行うことは禁止されている。(42)

ナミビア

2010年のタバコ製品規制法第5条は、タバコ製品規制委員会のメンバーが「タバコ産業及びその関連企業の従業員、雇用主、幹部、役員であってはならず」、「タバコ産業とつながりのある事業、企業で何らかの役割を果たしてはならない」と定めている。(43)

ニュージーランド

- 保健省は2011年以降、タバコ産業との会合に関する情報を公開している。(44)
- 2011年までに政府系金融機関（クラウン・エンティティ）はタバコ産業の株を手放し

た。(45)

ノルウェー

- 政府年金基金からタバコ産業への投資は倫理基準に沿って禁止されている。(46, 47)
 - 保健・ケアサービス省は、2015年3月にFCTC5条3項に関するコンサルテーションペーパーを発表した。この文書は、5条3項実施に必要な政策を提案し、パブリックコメントを募集するものである。(ジェネリックパッケージに関する意見も募っている)
- (48)

オマーン

2016年報告書：タバコとたたかう委員会向けの利益相反申告用紙を作成した。この書類では、政府の部局に対して、タバコ産業が関与する者あるいは販売機から薬品などを購入しないこと、ならびに、タバコ産業からの金銭、物品、援助などを受け取らないことを求めている。(49)

パキスタン

2016年報告書：タバコ規制政策をタバコ産業とその関連勢力から保護するために、5条3項ガイドラインに合致した内容で、タバコ産業との関係に関する業務手順書を作成した。中央政府と地方政府の保健省、財務省など関連部局に対して、タバコ産業の干渉からタバコ規制政策を保護し、タバコ対策を推進するための技術援助が行われている。(50)

パラオ

2016年報告書：5条3項の実施に関して大きな前進が見られた。タバコ規制作業グループ調整機構は、太平洋地域タバコ産業干渉指数を算出し、WHOに報告書を提出した。さらに、5条3項実施に向けた勧告も記載した。タバコ規制作業グループは、政府の公務サービスシステム庁に、5条3項が求める規制や規則を法令に取り入れるよう提言した。タバコ規制作業グループは、非感染性疾患対策調整機構の職員と機関が守るべき執務規則をまとめて、行政命令第379号として発出した。これまでに調整機構のメンバーに5条3項に関する説明プレゼンテーションが2回行われた。タバコ使用の有害性と公衆を誤導するタバコ産業の役割についてのキャンペーンを計画している。太平洋地域タバコ産業干渉指数は、5条3項実施ガイドラインに沿ったものである。パラオは行動規範を手始めに、各条項実施を具体化する予定である。(51)

パナマ

国立タバコ研究委員会は、タバコ産業とタバコ製品を効果的に規制する際に限って、タバコ産業と会合を持つことが許される。すべての会合の内容は公開されるさらに、タバコ産

業での就業歴がある者は、退職後3年は委員に就任できない。また委員をやめてから3年間はタバコ産業で働くことができない。委員会は、5条3項の遵守と実施に関する評価と勧告を行う役割も持っている。(52)

2016年の報告書：パナマは、①公衆への周知活動、②公務職員の研修、③行政、立法、法務分野の機関の協力体制づくり、④パナマ法違反への制裁実行などに力を入れている。(53)

フィリピン

- 運送業規制委員会は、2009年に、政府機関、市民社会、民間分野との協力を推進するが、タバコ産業の利益をはかる組織とは交流しない旨を回覧覚え書きで発表した。(54)
- 保健省は2010年5月に、保健省とその関連部局がタバコ産業の干渉から守られる対策に関する覚書を発出した。覚書には、「タバコ産業とその関連勢力が公衆保健対策に干渉することを許さない」ためのガイドラインが書かれている。(55)
- 科学技術省事務局は2010年5月に、「企業の社会的責任活動はRA9211セクション22で禁止されているタバコの宣伝活動に該当する。タバコ産業の寄付、共同作りあるいは共同の雰囲気醸し出す活動はすべて、FCTCによってフィリピンに課せられた条約順守義務違反である」との覚書を出した。(56)
- 保健省と市民サービス委員会は、2010年6月に覚書2010-01を発表した。この覚書は、タバコ産業と公務職員・公務機関との様々なつながりを禁止するものであり、贈答受領や差別的優遇措置の禁止などが含まれる。この方針は、国と地方のすべての公務機関、公務企業、大学に適用される。(57)
- 保健省は省報No2011-101に、2009年食品薬品管理法の規則実施に関する共和国法No9711 (FDA IRR) を掲載した。FDA IRRには「タバコとタバコ製品を効果的に規制、監督しコントロールする以外の目的でタバコ産業及びタバコ産業の利益を図る勢力と話し合うことを禁止する」と書かれている。(58) ただし、現在タバコ産業がFDA IRRに異議を唱えており、訴訟が進行中である。
- 教育省は、タバコ規制を推進しタバコ産業からの干渉を防ぐためのガイドライン作成を指示した政令6号を発出している。この方針は、すべての事務部門の次官、すべての教育管区の長、公立および民間の小中学校などにあまねく適用される。(59)
- 労働雇用省は、喫煙禁止及びタバコ産業の行政への干渉防止に対して、公務職員を派遣することを決めた。この方針は、すべての事務次官、関連する各級の行政機関に適用される。(60)
- 内国歳入局は2012年6月の覚書16号で、内国歳入庁の施設の禁煙化とタバコ産業とのコンタクトの制限を通知した。この方針は、歳入局の幹部、職員などすべてに適用される。

ポルトガル

国立タバコ防止科学委員会のメンバーはタバコ産業との利益相反は禁止されている。2016年の締約国報告書では、2007年の37号法と2015年の109号法によって、タバコ産業とつながりを持つ者はタバコ規制法に係る技術諮問委員会のメンバーになれないと定められている。喫煙予防とタバコ規制推進プログラムを推進するためにタバコ産業と話し合いができる分野は、タバコ規制法の徹底を図るための情報交換、つまり有害警告表示、ジェネリックパッケージ、天下粒の表示の問題に限定されている。喫煙防止キャンペーンに対するタバコ産業の寄付や援助も禁止されている。

韓国

2016年報告書：健康増進法の改定にあたり、韓国政府は、5条3項の規定に従い、画像による有害警告表示の導入に関する公聴会へのタバコ産業の参加を禁止した。この改定は2015年6月23日に成立した。現在、タバコ規制の不十分点についてさらに見直す作業が行われている。タバコ産業はひきつづきこれらの見直し作業に介入できない。(64)

モルドバ

特定法の改定に関する124号法（タバコとタバコ製品に関する278号法、タバコの宣伝に関する1227号法なども含む）により、5条3項に沿ったいくつかの法律改正が行われている。タバコの栽培、加工、タバコ製品の製造と販売に対する補助の禁止、（タバコ課税と国益に関するテーマを除き）協力関係、実行の担保されない合意締結（自主規制）、タバコ規制対策の立案と実施への干渉を含め、政府とタバコ産業がつながりを持つことは禁止された。また、タバコ会社や小売業者が、政府の立法、行政、司法部門に援助や寄付を行うことも禁止され、タバコ規制政策立案に際して、利益相反のある人物や機関の干渉も禁止された。(65)

ロシア

2013年のタバコ規制法により、政府とタバコ産業の関係を透明化することが義務付けられ、会合などの情報はすべて担当部局のウェブサイトで閲覧できるように定められている。(66)

セネガル

タバコの製造、パッケージング、ラベリング、販売、喫煙規制に関する2014年第14号法は「わが国の保健政策にタバコ産業が干渉することは法律で禁止されている」としている。(67) 前述法の施行布告では、保健省など法の施行に関与するすべての省庁は、保健政策へのタバコ産業の干渉を拒否するという原則を順守して、①タバコ産業の干渉を防止する具体的対策を講じ、②タバコ産業の干渉を防ぎ戦うためのアクションプランを作り実施することを求めている。布告では、タバコ規制対策と公衆保健政策を検討する担当組織、

委員会、諮問機関にタバコ産業サイドの人物を入れることも禁止している。(68)

セルビア

2007年のセルビアタバコ規制戦略では「タバコ規制対策の実施のためにタバコ産業から資金をもらうなどということはありません」と述べている。(69) 2016年の締約国報告書：

保健省はタバコ産業から、寄付、後援などによるパートナーシップ関係に基づくいかなる資金も受けないという方針を持っている。以前の「セルビア共和国におけるタバコ規制戦略2007-2015年版」の第4条4項「タバコ規制活動への資金支出」では、「タバコ規制対策の実施のためにタバコ産業から資金をもらうなどということはありません」と記されている。「同2016-2025年版」でも同様の文言がうたわれることになる。タバコ規制協議会とセルビアタバコ規制委員会の手順規約には、すべての委員がタバコ産業との利害関係がないことを申告して署名する義務が定められている。(70)

シンガポール

2016年報告書：「政府全体の執務規則とタバコ対策関連部局の内部的ガイドラインには、タバコ産業とのつながりを制限する文言がある」

タイ

疾病対策省は、2010年に「効果的なタバコ製品規制につながるタバコ製品規制法あるいはFCTCによって必要とされる対策以外の相談以外」政府職員とタバコ産業及びその代理人が接触することを制限する規則を発表した。(72)

トーゴ

2011年のタバコとその関連製品の製造販売消費に関する法によって、タバコ産業に対する政府の補助金支出、免責、金銭的な優遇が禁止されている。(73) 2012年布告第50号(トーゴタバコ規制委員会の構成、性格、役割に関する)では、タバコ産業及びそれにつながるのあり製造業者、輸入業者、流通業者とかかわりのある者はタバコ規制委員会の委員になることができないと述べられている。委員に就任する者は、タバコ産業あるいはその関連事業との利益相反がないことを先制しなければならない。(74) 行政命令第107号(タバコ産業による公衆保健政策の妨害に関する対策について)では、政府がタバコの耕作加工への補助金支出、タバコ産業の差別的優遇、タバコ税率と関税率の緩和を行うことを禁止している。この行政命令では、政府とタバコ産業の関係の透明性を確保し、政府がタバコ産業と協力をする、実行義務のない自主規制協定を結ぶことなども禁止されている。(75)

ウガンダ

FCTC5条3項に沿って2015年タバコ規制法には、①政府とタバコ産業の関係の制限、②やむを得ない政府タバコ産業間の会合や交渉内容の透明化、③政府がタバコ産業と協力をしたりタバコ産業を支持することを禁止する、④タバコ産業から政府への寄付献金を禁止する、⑤政府によるタバコ産業の優遇や特権の付与を禁止する、⑥公務に携わる者にタバコ産業との利益相反の有無を申告させる、等の対策が含まれている。(77)

ウクライナ

ウクライナのタバコ規制法令は、政治家あるいは政党に対してタバコ産業が献金することを禁止している。(78)

イギリス (連合王国)

- 2014年締約国会議報告:保健大臣は首相と他の閣僚に5条3項とその実施ガイドラインへの留意を喚起する書簡を送った。(79) 政府は、タバコ産業とのタバコ規制政策に関する会合の内容をすべて公開すると誓約している。

「健康な人生、健康な国民：イングランドのタバコ規制計画」には、「タバコ規制対策をタバコ産業の干渉から守る」という章がある。計画の透明性を高めるために、政府はタバコ産業と政府機関のタバコ規制政策に関するすべてのより取りを公開すると言明している。ただし、タバコの不正取引（密輸など）を取り締まる際の運営手続きに関する会合と、タバコ製造業者と英国歳入関税局の相談会合は公開措置から除外されている。将来、タバコ規制政策について保健省と協力する機関については、タバコ産業とのつながりあるいは資金提供の有無についてすべて開示する義務が課されることになる。これは地方の行政部局においても同様であり、タバコ産業の干渉からタバコ規制政策を守る取り組みが要請される。(80)

- 2016年報告書：

「健康な人生、健康な国民：イングランドのタバコ規制計画」には「タバコ規制対策をタバコ産業の干渉から守る」という章がある。計画の透明性を高めるために、政府はタバコ産業と政府機関のタバコ規制政策に関するすべてのより取りを公開すると言明している。ただし、タバコの不正取引（密輸など）を取り締まる際の運営手続きに関する会合と、タバコ製造業者と英国歳入関税局の相談会合は公開措置から除外されている。FCTCの勧告に従い、タバコ産業との直接的会合は事務的必要時に限定される。これらの会合の記録は保健省のウェブサイトで見ることができる。

タバコ規制政策に関するパブコメにあたっては、回答者にタバコ産業との直接あ

るいは間接的つながり、金銭的つながりの有無を開示することを条件としている。タバコ産業はタバコ規制戦略を進めようとは全く考えていない。

地方政府もまた、中央政府の方針に従うことが求められている。

2013年12月、保健省はタバコ産業とのつながりについて他の政府部局とのワークショップを二日間にわたり開催した。このワークショップの目的は、タバコ産業がタバコ規制政策に影響を与えていることに注意を喚起し、すべての関連政府部局がタバコ産業とのつながりを限定して、タバコ産業とのやり取りをすべて開示するという合意を作ることにあった。

タバコの偽造や不正取引を管理する役割を持つ中央と地方の取引基準局に、タバコ産業とのつながりに関する制限を守るよう補足ガイドラインが製作された。

100以上の地方機関が世界最初の公衆保健増進条約であるFCTCの5条3項に基づいたタバコ規制に関する地方政府宣言に進んで署名した。この宣言は「タバコ規制に関する公衆保健政策を策定し実施するうえで、関係部局は国法に従って、タバコ産業とその関連勢力の干渉を防ぐ活動を行う必要がある」と述べている。(81)

- 英国歳入関税局は、局職員とタバコ産業との会合内容の詳細を公表している。(82)
- 保健省は、2013年12月に、タバコ産業のサポート用海外駐在員に関する改訂ガイドラインを発表した。それによれば、駐在員はタバコ産業とのコンタクトを制限する事、やむを得ないコンタクトを行った場合は、内容をすべて開示するように求めている。(83)

以上